

押印を求める手続の見直し等のための関係規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第13号

押印を求める手続の見直し等のための関係規則の一部を改正する規則

(大和市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部改正)

第1条 大和市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成9年大和市規則第36号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項及び第3項中「記名押印しなければ」を「記名しなければ」に改める。

第5号様式、第7号様式、第11号様式及び第14号様式中「印」を削る。


(大和市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 大和市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和43年大和市規則第15号)の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「記名押印して」を「記名して」に改める。


(大和市証紙条例施行規則の一部改正)

第3条 大和市証紙条例施行規則(昭和47年大和市規則第30号)の一部を次のように改正する。

第7号様式(その1)及び第7号様式(その2)中「」を削る。

(大和市認可地縁団体に関する印鑑条例施行規則の一部改正)

第4条 大和市認可地縁団体に関する印鑑条例施行規則(平成5年大和市規則第44号)の一部を次のように改正する。

第1号様式及び第2号様式中「」を削る。

(大和市障害福祉センター松風園条例施行規則の一部改正)

第5条 大和市障害福祉センター松風園条例施行規則(昭和55年大和市規則第21号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「印」を削る。

(大和市国民健康保険条例施行規則の一部改正)

第6条 大和市国民健康保険条例施行規則(昭和36年大和市規則第1号)の一部を次のように改正する。

第5条中「作成し、これに署名又は記名押印しなければ」を「作成しなければ」に改める。

(大和市境界査定取扱規則の一部改正)

第7条 大和市境界査定取扱規則(昭和46年大和市規則第42号)の一部を次のように改正する。

第1号様式中「㊟」を削る。

第3号様式の表所有者、印の欄を削る。

(大和市水洗便所改造資金助成条例施行規則の一部改正)

第8条 大和市水洗便所改造資金助成条例施行規則(昭和44年大和市規則第6号)の一部を次のように改正する。

第2号様式中 「 申請人 住所
(借受人) 氏名 ㊟ を
電話 () 」

「 申請人 住所
(借受人) 氏名 に改める。
電話 () 」

第3号様式中「㊟」及び「(預金通帳の印鑑を使用してください。)」を削る。

(大和市ホテル等の建築の適正化に関する条例施行規則の一部改正)

第9条 大和市ホテル等の建築の適正化に関する条例施行規則(昭和62年大和市規則第38号)の一部を次のように改正する。

第1号様式中「㊟」を削る。

(大和市特別工業地区建築条例施行規則の一部改正)

第10条 大和市特別工業地区建築条例施行規則(昭和63年大和市規則第51号)の一部を次のように改正する。

第1号様式から第4号様式までの規定中「㊟」を削る。

(大和市中高層建築物の建築に係る紛争の調整に関する条例施行規則の一部改正)

第11条 大和市中高層建築物の建築に係る紛争の調整に関する条例施行規則(平成9年大和市規則第20号)の一部を次のように改正する。

第1号様式、第5号様式、第8号様式及び第10号様式中「㊟」を削る。

(大和市防災指導センター設置条例施行規則の一部改正)

第12条 大和市防災指導センター設置条例施行規則(昭和63年大和市規則第43号)の一部を次のように改正する。

第1号様式中「㊟」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に調整されている用紙が残存する間は、必要な補正をして引き続き使用することができる。